

==========*=====*=====*=====*=====*=====*=====*=====*=====*

メールマガジン 知財座敷童（ざしきわらし）かわら版 Vol.417 (2025.11.28)

東北地域知財戦略本部（東北経済産業局知的財産室）

==========*=====*=====*=====*=====*=====*=====*=====*

※本メールは送信専用のアドレスより配信しています。

目次

1. 広報誌「とっきょ」66号で東北の企業が掲載されました
2. 「つながる特許庁 in 山口」を開催します！
3. 特許料・登録料の金額や納付期限を簡単に確認する方法を公開しました！
4. 令和7年度弁理士試験の結果について

◆補助金・公募情報

1. [INPIT 外国出願補助金] 令和8年度の第1回公募が始まります
2. [再掲] 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」22次締切の公募要領が公開されました

◆セミナー、イベント情報

1. [オンライン開催] J-PlatPat 講習会【特許・実用新案編（中級）】
2. [オンライン開催] 東北大学知財セミナー（12月～1月）の御案内
3. 「技術やアイデアを“ビジネス”につなげる実践セミナー」【郡山】のお知らせ
4. 「らしさ」を磨き、価値に変えるワークショップ～岩手の食の魅力を伝えるために～
5. [再掲] 令和7年度第2回みやぎ知財セミナーのお知らせ
6. [再掲] 令和7年度知的財産権制度説明会（初心者向け）開催のお知らせ（郡山）

◆プレスリリース

◆知財座敷童（ざしきわらし）語り部

『著作権があるのに改変できない』（日本弁理士会東北会）

トピックス

1. 広報誌「とっきょ」66号で東北の企業が掲載されました

66号の特集は、「知財が彩るアパレルの未来」です。

クモの糸をヒントに新素材を開発した山形県の「Spiber 株式会社」の取組が紹介されているほか、ふくしまイノベーション「企業ファイル」では「會澤高圧コンクリート株式会社」の「福島RDMセンター」について取り上げられています。是非御覧ください。

広報誌「とっきょ」

<https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/index.html>

Spiber 株式会社の記事

https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol66/02_page1.html

會澤高圧コンクリート株式会社の記事

https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol66/08_page1.html

2. 「つながる特許庁 in 山口」を開催します！

特許庁が全国 9 都市で開催するイベント「つながる特許庁」。

第 6 回は山口で開催します（参加費無料）。

テーマ：「農林水産業 × 知財 × ビジネス～知的財産をいかして農林水産ビジネスを成功させるために～」

開催日時：12 月 19 日（金）13:00～18:00

開催形式：ハイブリッド開催（現地会場および YouTube Live 配信）

現地会場：KDDI 維新ホール（山口県山口市小郡令和 1 丁目 1-1）

事前申込：12 月 17 日（水）17:00 まで

<https://tsunagaru-tokkyocho.go.jp/yamaguchi.html>

3. 特許料・登録料の金額や納付期限を簡単に確認する方法を公開しました！

お問い合わせの多い「権利維持のための特許料・登録料の金額」や「納付期限」を簡単に確認できる方法を、特許庁ホームページに掲載しました。ぜひ御活用ください！

▼特許（登録）料納付金額及び納付期限の確認方法

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/noufu_kakunin.html

※納付期限や請求項（区分）の数は、特許証・登録証に同封されている通知書に記載されていますので、紛失しないよう御注意ください。

※お電話や電子メールで、個別の権利に関する納付金額や請求項（区分）の数については、原則として回答できませんのでご了承ください。

4. 令和 7 年度弁理士試験の結果について

先頃合格発表した今年度の弁理士試験については、志願者数 3,501 人、受験者数 3,183 人、合格者は 205 人で合格率は 6.4% となりました。合格者内訳の情報もグラフ等でお知らせしています。

https://www.jpo.go.jp/news/benrishi/document/index/2025_shiken-kekka.pdf

補助金・公募情報

1. [INPIT 外国出願補助金] 令和 8 年度の第 1 回公募が始まります

本補助金は、中小企業・スタートアップ・大学等の外国出願に必要な費用の一部を補助することで外国における権利取得を促進させ、国際的な知的財産戦略の構築を支援することを目的としています。以下公募スケジュールをお知らせします。

（申請方法は、jGrants による電子申請のみとなります。）

<令和 8 年度公募スケジュール>

第1回：令和7年12月1日～12月22日
第2回：令和8年3月2日～3月23日
第3回：令和8年6月8日～6月29日
第4回：令和8年9月7日～9月28日
<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>

2. [再掲] 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」22次締切の公募要領が公開されました

中小企業生産性革命推進事業のうち、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」20次締切の公募要領が公開されましたのでお知らせします。
対象は、製品・サービス高付加価値化枠とグローバル枠です。

公募開始：2025年10月24日（金）
申請受付：2025年12月26日（金）17:00
応募締切：2026年1月30日（金）17:00
<https://www.tohoku.meti.go.jp/koho/koshin/kobo/2025/k251104001.html>

セミナー、イベント情報

1. [オンライン開催] J-PlatPat 講習会【特許・実用新案編（中級）】

特許分類の概要や探し方、特許分類を用いた検索の必要性など、押さえておくべきポイントを御案内します。より適切かつ精度を上げるために特許分類を用いて検索する方法を、INPITの職員が例を用いて御説明します。

日時：12月16日（火）14:00～16:00
形式：オンライン（Microsoft Teams）
受講料：無料／定員：70名（先着順）
https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/lecture/patent_intermediate.html

2. [オンライン開催] 東北大学知財セミナー（12月～1月）の御案内

＜第60回＞
日時：2025年12月5日（金）15:00-17:00
講演1「生成AIを活用した侵害予防調査を含むビジネスに必要な特許調査・分析」
講演2「デザイン思考を用いた医療機器イノベーション－ジャパンバイオデザインプログラムの挑戦－」
申込 <https://peatix.com/event/4676240/view>

＜第61回＞
日時：2026年1月16日（金）15:00-16:30
内容：「インドの知的財産概況」
申込 <https://peatix.com/event/4676245/view>

3. 「技術やアイデアを“ビジネス”につなげる実践セミナー」【郡山】のお知らせ

本セミナーは、自社の新商品や新サービスの開発段階で生まれる“技術のタネ”をどのようにビジネスの成果へと変えていくか、そのプロセスを「リスクの管理」と「リターンの獲得」の観点から解説します。

<郡山会場>

日時：12月24日（水）13時30分～16時30分

場所：郡山商工会議所 会議室4-2

対象：知財初心者から知財を事業に活かしたい方

定員（参加費）：20名（無料）

https://www.fukushima-i.org/pdf/R07_jinzai_ikusei_seminar.pdf

4. 「らしさ」を磨き、価値に変えるワークショップ～岩手の食の魅力を伝えるために～

東北経済産業局主催、岩手食品加工研究会、岩手県工業技術センター共催で食品製造に関する事業者様を対象としたワークショップ型セミナーを開催いたします。弁理士の土生哲也氏を講師にお招きし、自社の強みや「らしさ」を明確にするための実践的な内容となっております。皆様の御参加をお待ち申し上げます。

日時：令和8年1月15日（木）13:00～16:00（受付12:45～）

会場：岩手県工業技術センター 3階 中ホール（盛岡市北飯岡2-4-25）

参加費：無料

定員：先着30名迄（1社から複数名で参加いただけます。）

申込方法：下記URL内の「参加申込書」をメールまたはFAXにてお送りください。

<https://www5.pref.iwate.jp/~kiri/news-detail.php?id=550>

5. [再掲]令和7年度第2回みやぎ知財セミナーのお知らせ

『「選ばれる企業」への第一歩

～顧客を魅了し、社員を動かすデザイン経営セミナー＆ワークショップ～』

日時：12月5日（金）14:00～16:30

会場：宮城県産業技術総合センター（仙台市泉区明通二丁目2番地）

講師：外山知的財産事務所 代表弁理士 外山 雅暉 氏

内容：<https://www.mit.pref.miyagi.jp/event/r7chizai-2/>

6. [再掲] 令和7年度知的財産権制度説明会（初心者向け）開催のお知らせ（郡山）

これから知的財産権を学びたい方、企業等において知財部門に新しく配属された方などの初心者を対象とした無料の説明会をリアルで開催します。知的財産権の基礎知識に加え、各種支援策や地域におけるサービス等をわかりやすく説明します。

開催日時：2026年2月18日（水）

会場：ビッグパレットふくしま（小会議室2・3）（郡山市南2丁目52番地）

▼下記サイトよりお申込みください。

<https://2025shoshinsha.inpit.go.jp/>

プレスリリース

＜東北経済産業局＞

- ▼「パートナーシップの未来：スポーツと企業の新たな挑戦 in 仙台」を開催します
- ▼「地方創生☆政策アイデアコンテスト2025」東北経済産業局長賞が決定しました！
- ▼事業承継計画策定後の“次の一步”を支える伴走支援 「親族内承継セミナー」を12月に青森県・山形県の2県で開催します
- ▼「TOHOKU 半導体設計ワークショップ」を開催します
- ▼株式会社カイノ電器が製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）において経済産業大臣賞を受賞しました
- ▼子供用製品に対する新たな規制が始まります
- ▼「TOHOKU DX 大賞 2025」の受賞者を決定しました
- ▼東北地域の鉱工業生産動向（2025年9月分速報）
- ▼管内の経済動向（2025年9月分）
- ▼東北地域百貨店・スーパー販売額動向（2025年9月分速報）

<https://www.tohoku.meti.go.jp/index.html>

知財座敷童（ざしきわらし）語り部

『著作権があるのに改変できない』

日本弁理士会東北会
弁理士 熊谷 祐

先日お弁当チェーンの「ほっかほっか亭」が、社名のロゴを作成した元従業員アルバイトの方を探していることが話題になりました（注1）。創業から50周年を迎え、貢献に対して感謝を伝えたいという心温まる話題でした。

しかし、「会社のロゴを作成した人がわからない」、「CM製作を依頼したのが数十年前で当時の契約書がない」等により、困った事態に陥ることがあります。作成されたロゴや製作されたCMはそれぞれ著作物であるため、これらの著作物を創作した者（著作者）は、著作者人格権を保持します。この著作者人格権は、一般的に知られている“著作権”とは異なる法的性質を持っているため、この権利の存在を知らないことでトラブルになるケースが非常に多いのです。

この著作者人格権とは、著作者に対して人格的利益を保護する目的で設けられた権利であり、

- (1) 公表権（他人に勝手に著作物を公表されない）<注2>
 - (2) 氏名表示権（著作物に実名を表示するかどうか決定できる）<注3>
 - (3) 同一性保持権（著作物を無断で修正又は改変されない）<注4>
 - (4) 著作者の名誉を害する方法による著作物の利用を禁ずる権利<注5>
- の4つの権利から構成されます。

そして、この著作者人格権は著作者のみが保持し、譲渡することができません（著作権法59条）。すなわち、著作権者であっても、著作権者と著作者が異なる場合は、著作物の改変の際に同一性保持権を持つ著作者の承諾が必要となります。そのため、著作者が誰であるかを明確にし、常に著作者と連絡が取れる状態で

あることや、著作者が著作者人格権を行使しない旨の契約が存在しているか否かを確認することがとても重要です。わからないままで放置しておくと、いざ必要な時にロゴやCMなどが改変できなくなってしまうかもしれません。
このようなトラブルにならないための5つのチェックポイントを用意しましたので、当てはまる項目については現在の取り組み方法を見直してみましょう。

【チェックリスト】著作者人格権に関する5つの確認項目

- ・著作者の氏名・連絡先の記録はありますか？
- ・著作者との間の契約に著作者人格権に関する取り決めをしていますか？
- ・契約書や制作記録を適切に保管していますか？
- ・社内で著作権・著作者人格権の基本知識を共有していますか？
- ・外部委託時に著作権・著作者人格権の取り扱いについて明記していますか？

<参考>

注1：「ほっかほっか亭」“独特書体”ロゴ作者を“大搜索”…X投稿に閲覧数3100万 創業50周年へ「感謝を伝えたい」 2025年10月14日

FNNプライムオンライン https://www.fnn.jp/articles/-/945038#goog_rewinded

注2：公表権 著作権法第18条

注3：氏名表示権 著作権法第19条

注4：同一性保持権 著作権法第20条

注5：名誉声望を害する方法での利用を禁止する権利 著作権法第113条11項

—TOHOKU—

東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎（B棟）3階

電話：022-221-4819 ★ホームページ <https://www.tohoku.meti.go.jp/chizai-enet/>

※本メールマガジンは、購読を希望された方、知的財産や産学官連携に関する大学・企業・公設試・自治体・産業支援機関の方、東北地域知財本部関係者に電子署名(S/MIME証明書)を付加しあげています。

※返信や配信停止、配信先変更手続の御連絡は下記メールアドレスまでお願いします

E-mail : bzl-tokkyo-chizai アットマークmeti.go.jp（注：アットマークを@にしてください。）

—CHIZAI—

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

※本メールマガジンの無断転載を禁じます。